

世田谷区議会個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
○世田谷区議会個人情報保護条例 令和5年3月30日条例第26号		○世田谷区議会個人情報保護条例 令和5年3月30日条例第26号	
第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。		第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。	
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。 <u>第12条第5項において</u> 「番号利用法」という。） <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報をいう。		10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。 <u>以下</u> 「番号利用法」という。） <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報をいう。	
(利用及び提供の制限)		(利用及び提供の制限)	
第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。		第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。	
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき
	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番		第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番

改正後				改正前			
			号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 第2条第10項 に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき				号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 第2条第9項 に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
<p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1) 個人情報ファイルの名称</p> <p>(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</p> <p>(3) 個人情報ファイルの利用目的</p> <p>(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）</p> <p>(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法</p> <p>(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p> <p>(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</p> <p>(8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請</p>				<p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1) 個人情報ファイルの名称</p> <p>(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</p> <p>(3) 個人情報ファイルの利用目的</p> <p>(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）</p> <p>(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法</p> <p>(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p> <p>(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</p> <p>(8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請</p>			

改正後	改正前
<p>求を受理する組織の名称及び所在地</p> <p>(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生</u>に関する事項<u>又は</u>これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>(開示請求権)</p>	<p>求を受理する組織の名称及び所在地</p> <p>(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>又は報酬、福利厚生</u>に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>(開示請求権)</p>
<p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下<u>同じ。</u>）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p>	<p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下<u>この章において同じ。</u>）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第48条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p>
<p>第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する</p>	<p>第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する</p>

改正後	改正前
<p>機会を与えることができる。</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>（1） 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>（2） 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。</p> <p>（訂正請求権）</p> <p>第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>（1） 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>（2） 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p>	<p>機会を与えることができる。</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下<u>この章において</u>「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>（1） 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>（2） 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。</p> <p>（訂正請求権）</p> <p>第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>（1） 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>（2） 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章及び第48条において</u>「訂正請求」という。）をすることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(訂正請求の手続)</p> <p>第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>(訂正請求の手続)</p> <p>第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>
<p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	<p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下<u>この章において</u>「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下<u>この章及び第48条において</u>「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>
<p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>

改正後	改正前
<p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報 を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗 用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供 する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電 磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰 金に処する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条第 10項、第12条第5項の表、第17条第1項各号列記以外の部分及び第 2項第1号ア、第18条第1項及び第2項、第27条第2項、第31条第 2項、第32条第3項、第38条第1項ただし書及び第2項、第39条第 3項並びに第48条の改正規定は、同年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(罰則の適用に関する経過措置)</u></p> <p><u>2 令和7年6月1日前にした行為の処罰については、なお従前の例 による。</u></p>	<p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報 を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗 用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供 する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電 磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金 に処する。</p>

議員提出議案第 号

世田谷区議会個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

令和7年3月 日

提出者 世田谷区議会議員

世田谷区議会議長

おぎの けんじ 様

（説明） 刑法の改正に伴い罰則における懲役を拘禁刑に改めるとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

世田谷区議会個人情報保護条例（令和5年3月世田谷区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条第10項、第12条第5項の表、第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第18条第1項及び第2項、第27条第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項ただし書及び第2項、第39条第3項並びに第48条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

- 2 令和7年6月1日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。